

個人情報取扱特記事項

指定管理者は、小金井市（以下「市」という。）との市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 25 号）第 8 条の規定に定める協定（以下「協定」という。）に基づく指定管理業務を通じて記録し、取得する個人に関する情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。（以下「番号法」という。））に定めるもののほか、本個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第 1 条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 条 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報を一切他に漏らしてはならない。指定管理期間が満了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 指定管理者は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は指定管理業務以外の目的で持ち出し、もしくは使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第 3 条 指定管理者は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 4 条 指定管理者は、指定管理業務において利用する個人情報について、指定管理業務以外の目的で利用してはならない。また、市に無断で第三者へ提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 5 条 指定管理者は、指定管理業務において市から引き渡された原票、資料等を市の許可なくして複写又は複製してはならない。

（電磁記録媒体に記録する個人情報の取扱い）

第6条 指定管理者は、指定管理業務に関して電磁記録媒体に個人情報を記録する場合には、あらかじめ市にその旨を届出し、承諾を得て次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を電磁記録媒体で持ち出す場合は、電磁記録媒体の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (2) 個人情報を電磁記録媒体で保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (3) 作業場所に、私用物を利用して個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (4) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーション等をインストールしないこと。
- (5) 指定管理業務に関して個人情報を記録した情報を電磁的方法で送信してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は除く。

(適正管理)

第7条 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、紛失、毀損及び改ざんその他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止その他の保有する個人情報の適正な管理のため、次の各号の定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠もしくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(個人情報の取扱責任者等)

第8条 指定管理者は、個人情報を取り扱う取扱責任者及び従事者を特定し、あらかじめ市に書面により報告しなければならない。また、取扱責任者及び従事者を変更する場合は、書面により申請し、承認を得なければならない。

(作業場所の特定)

第9条 指定管理者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定

め、市に書面により報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、市の庁舎内に作業場所を設置する場合は、取扱責任者及び従事者に対して指定管理者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(社員教育)

第10条 指定管理者は、指定管理業務に従事する者に対し、社員教育等により秘密保持のために必要な措置をとらなければならない。

(誓約書の提出)

第11条 指定管理者は、別紙誓約書を取扱責任者及び従事者に署名させ市に提出すること。

(職員の立入調査等)

第12条 市は、個人情報を保護する必要があると認めるときは、市の職員を立ち会わせ、業務について調査し、又は指定管理者に指定管理業務の実施状況の説明及び報告を求めることができる。その場合、指定管理者は、当該調査等が適正に行えるよう協力し、速やかに指定管理業務の実施状況を説明し、及び報告しなければならない。

- 2 前項による調査等の結果、市は、必要と認めるときは、指定管理者に対して改善を指示することができる。

- 3 指定管理者は、前項に定める改善の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(個人情報の提出)

第13条 指定管理者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報が記録された資料等を市の求めに応じて、市に提出しなければならない。

(委託の禁止等)

第14条 指定管理者は、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が本委託業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称及び所在地、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に書面により再委託する旨を市に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 前項の場合、指定管理者は、再委託先に協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、市に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

4 指定管理者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 指定管理者は、再委託先に対して指定管理業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、市の求めに応じて、管理・監督の状況を市に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15条 指定管理者は、指定管理業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 指定管理者は、市に対して、正社員以外の労働者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(受渡し)

第16条 指定管理者は、市指定管理者間の個人情報の受渡しに関しては、市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、市に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(提供資料等の返還及び消去又は廃棄)

第17条 指定管理者は、指定管理業務の満了時に、指定管理業務において利用する個人情報について、市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 指定管理者は、指定管理業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により市に申請し、その承諾を得なければならない。

3 指定管理者は、個人情報の消去又は廃棄に際し市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 指定管理者は、指定管理業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 指定管理者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び内容を記録し、書面により市に対して報告しなければならない。

(苦情処理)

第18条 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、苦情を受けたときは、直ちに市に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故報告)

第19条 指定管理者は、指定管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。指定管理期間が満了し、もしくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 指定管理者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 市は、指定管理業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第20条 市は、指定管理者もしくは再指定管理者等（以下「指定管理者等」という。）が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は指定管理者等の責に帰すべき理由による個人情報の漏えいがあった場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 指定管理者等は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第21条 指定管理者等が指定管理者等の責に帰すべき理由により個人情報を漏えいしたときは、指定管理者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(罰則の適用)

第22条 指定管理者等が、法又は番号法の規定に違反したときは、法又は番号法による罰則規定を適用するものとする。

(疑義についての協議)

第23条 本特記事項の各条項もしくは仕様書等で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき、又は本特記事項もしくは仕様書等に定めのない事項については、市指定管理者協議の上定める。